

令和5地全協登第 1058 号  
令和 5 年 8 月 3 日

愛知県馬主協会 御中

地方競馬全国協会  
審査部長 飯野 学

## 馬登録の時効抹消のお知らせ及び申請抹消の活用について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当協会の運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、標題の件について、以下のとおりご案内申し上げます。

### 1. 今回の時効抹消対象馬について

地方競馬全国協会業務方法書の規定により、令和4年7月1日から地方競馬の競走に出走のない馬は、時効抹消馬として令和5年10月1日付けで馬登録を取消す予定です。(長期休養中の馬も含まれます)

今回の時効抹消の対象となっている所有馬について、馬登録を継続する必要がある場合は、預託調教師ともご相談のうえ、令和5年9月30日までに、当協会登録課あてご連絡願います。なお、ご連絡の無い場合は、同年10月1日付けで馬登録が取消されますので予めご了承願います。

### 2. 申請抹消の活用について

抹消理由を付記する申請抹消とは異なり、一定期間未出走の馬を対象に機械的に馬登録を取り消す時効抹消では、競走馬を引退した後の用途を把握することができません。近年、動物愛護の観点から、引退競走馬の福祉の充実を図ることの重要性が高まっており、時効抹消の件数が少なくないことが問題視されています。(毎年1,000件以上発生しています。)

つきましては、時効抹消の対象となる馬においても、申請抹消を活用されるようご協力をお願い致します。

本件につきましては、該当調教師のほか、調教師会、主催者にもお知らせしておりますが、貴会におかれましても、所属馬主の皆様への周知にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

(担当者) 審査部登録課 宮下、木村、植田  
(電話) 03-3583-2142